

令和4年1月17日

## 一部報道があった水道管の外面等に使用される塗料に関する 不適切な行為に対する対応方針について

令和4年1月14日に一部報道がありました、一塗装会社による水道用ダクタイトイル鑄鉄管の外面等に使用されている塗料に関する不適切行為に対する、旭川市水道局の対応方針は次のとおりです。

### 1 不適切行為の内容

全国的に広く利用されている水道管に使用されている塗料について、一塗装会社が公益社団法人日本水道協会の規格（JWWA K139：水道用ダクタイトイル鑄鉄管合成樹脂塗料）認証を不正に取得した疑いがあるというもので、日本水道協会が公表している不適切行為の内容は次のとおりです。

（1）JWWA 規格認証取得時に、同規格で規定されている試験条件と異なる条件で得られた試験結果により認証を取得した。

（2）JWWA 規格認証品の中に指定外原料が使用されているものがある。

### 2 旭川市水道局の対応方針

（1）当該塗料が使用されている可能性がある、ダクタイトイル鑄鉄管を用いる工事について  
ア 当該水道管の安全性が確認されるまで、又は安全性が確保される具体的対策方法が確立されるまでの間は、計画的な工事を原則停止します。

イ 漏水等の緊急を要する工事については、二次災害等の社会的影響を考慮し、原則実施します。

#### （2）水道水の安全確認について

日本水道協会からは、各水道事業者が行う水質基準の検査において、水道水の安全性は担保されているとの見解が示されております。

旭川市水道局では、市内の給水栓において水質検査を行っておりますが、すべての検査におきまして異常は確認されておられません。

今後も引き続き、情報収集に努め、適切に対応してまいります。

#### （問合せ先）

緊急工事に関すること	管路管理課 維持係	電話番号 0166-24-3166
計画工事に関すること	水道施設課 水道建設係	電話番号 0166-24-3169
水質検査に関すること	浄水課 水質試験係	電話番号 0166-57-5003